

竹越与三郎と『明治天皇紀』編修事業

— 稿本「明治天皇紀」の分析 —

堀 和 孝

はじめに

三又竹越与三郎（一八六五年～一九五〇年）の令孫亮一氏のご厚意により、未公刊に終わった稿本「明治天皇紀」を初めて拝見させていただいたのは、平成一四年秋のことである。『新日本史 上・中』（一八九一、九二年）、『二千五百年史』（一八九六年）、『日本経済史』全八巻（一九一九、二〇年）等の著者であり、西園寺公望の参謀役として政界でも活躍した竹越が、大正九年一月、宮内省臨時帝室編修局（一九一四年二月設置）に御用掛として入り、翌一〇年一月、股野琢に代わって編修官長に就任、以後一五年五月に辞し大阪毎日・東京日日両新聞社の客員に転ずるまで『明治天皇紀』の編修に携わり、その間執筆した稿本が存在することはこれまでも知られてきた。たとえば、『明治天皇紀』編修事業に参画した深谷博治は、稲田正次、小西四郎、鈴木安蔵、大久保利謙らと行った座談会「維新史研究の歩み

第六回——明治憲政史を中心として」（一九六九年四月）のなかで次のような発言をしている。

ぼくがやったころは、まだ本格的に書く段階になっていなくて、まだ史料収集の段階でした。ぼくは昭和三年に大学を出て、その年に入ったのですが、ぼくは西洋史を専攻したのだから、語学はそう得意でもないのですけれども、語学ができるだろうと思われたらしくて、外務省の文書はぼくが大体中心で採集しました。そのほか内閣文庫の公文書・公文類聚、それから各元勳のもの、これはまだ全部とっていませんでした。たとえば松方家のものは、ぼくが那須の別荘まで行ってとってきたんです。それで、うかつな話だと思ふのですけれども、それまで明治天皇の御手許書類を全然整理もせず、利用もしていませんでした。そういうことから、急に明治天皇の御手許書類を整理して利用しなければならぬという気がおこったとみえて、ぼくは下っぱですから、上層部でどういういきさつがあったか具体的には知りませんが、結局、昭和四年になって、つまりぼくが編修官補になった翌年に、編修官補の四人のうちの一人にぼくが選ばれて、宮中で明治天皇の御手許書類の整理をすることになって、昭和四年・五年と満二年かかって、数万点の膨大な史料の整理・調査をやって、それが済んでから一斉にこれにかかったわけです。もともと、それまでに竹越与三郎さんが編修官長だったところに、個人的に書いた原稿などもあるのです。それだから、その前の段階では全然書き始めなかったといつてはいい過ぎなので、最後に出たのと全然違うような原稿をだいぶ書いてはいるわけなんです。だから、いま調べてみると、たとえば、おとしあたり一誠堂から町に出たのがありますね。あれなどは藤波本といって、藤波言忠という明治天皇の幼少の時代の学友だった人で、編修局の副総裁になったんですが、そのへんから出たものですけども、それを、われわれが書いたものと比べてみると全然内容が違うのです。^①

ここで深谷が「藤波本」と呼んでいるものが、竹越稿本そのものを指しているのか否かは今ひとつ明確ではないが、ともあれ竹越の稿本については、深谷以外にも、渡辺幾治郎、中村哲（竹越の甥）、竹越熊三郎（竹越の次男）らが早くから言及しており、近年では西田毅、高坂盛彦らがその一部を紹介している。^②しかし、竹越の稿本のなかに、明治期以来の竹越史論の特徴がどのように發揮されていたのか、また昭和八年九月に完成を見、戦後に至り公刊された『明治天皇紀』との間にどのような相違があるのか、という問題について本格的な考察はなされてこなかった。本稿の課題はその点を明らかにすることにある。

竹越の歴史観の諸特質については本論のなかで言及していくこととし、ここでは竹越の皇室観を確認しておこう。竹越は、幕末維新史の古典と言うべき『新日本史 中』において次のように論じている。

我皇位たる其初めは天孫の座にして、宗教的の性質を帯び、次は実権を失して貴族のために擁立せられたれば、撰拳王の性質を帯び、次には政治上には何の権力もなき空名となり、殆んど一家族となれり。然るに今や社会革命の原因は其噴出の火口を皇位に求め、外国に対する国民的自負心のために此に皇位の系図を調査し、日本の国家此にありと叫ばる、や、皇位は忽ち政治的の性質を帯び、大革命の後は、全く宗教的、家族的の性質を脱して、純然たる国家人民を代表するものとなりしは、^③実に一大変化と云はざるべからず。即ち大革命は勤王の為に成就せられたるにあらざして、皇位の崇高、威厳、美麗こそ、却つて大革命の為に發揮せられたる也、勤王は大革命の原因にあらず、却つて国民の活力たる大革命より流出せる結果なる也。^③

このように、現今の「皇位」が「純然たる国家人民を代表するもの」であることは承認しながらも、古今を通じてそ

うであつたと考えるのではなく、あくまで「国民の活力たる大革命より流出せる結果」に他ならない、とするのが竹越の見解であつた。こうした皇位性質の歴史の変遷をめぐる竹越の叙述には、「予は歴史は或部分に於ては繰返すけれども大体に於てジャンプするものと考へて居る」とする発展的歴史観が萌芽的に示されているが、かかる観点より著作された竹越の『二千五百年史』は、昭和一五年に発禁処分とされるまで版を重ね、多くの読者を獲得したのである。さて、管見の限り、竹越の執筆した稿本には次の五種がある(全てタイプ印字)。

「明治天皇紀 第一卷 緒論」

…(叙述範圍) 明治天皇生誕以前

「明治天皇紀 第二卷 明治前紀甲」

…嘉永五年九月二十二日から安政五年四月二十五日まで

「明治天皇紀 第三卷 明治前紀乙」

…安政五年六月二十八日から万延元年十二月五日まで

「明治天皇紀 第四卷 明治前紀丙」

…文久元年正月十四日から文久二年十二月十四日まで

「明治天皇紀 第五卷 明治前紀丁」

…文久三年正月元日から元治元年七月二十四日まで(ただし書き込み多く未完成)^⑥

このように、残された竹越稿本を大別すると、明治天皇生誕以前を描いた「第一卷 緒論」とそれ以降の「第二卷

明治前紀甲」「第三卷 明治前紀乙」「第四卷 明治前紀丙」「第五卷 明治前紀丁」の二つに分けられるが、このうち、明治天皇生誕以後を叙述した「第二卷 明治前紀甲」以降は公刊本『明治天皇紀』に対応する部分があるのに対し、明治天皇生誕以前を対象とする「第一卷 緒論」は公刊本『明治天皇紀』には該当する部分がなく、竹越稿本の顕著な特色をなしている。そこでまず、本巻の分析から議論を始めることとしたい。

一 竹越稿本「明治天皇紀」第一卷 緒論

竹越の稿本「明治天皇紀 第一卷 緒論」は、次のような書き出しで始まる。

大日本帝国は、海表に屹立せる地理上の位置によりて其の形勢を格禁せられ、隣国と隔絶すると共に大陸の風氣に後れ、従つて其の力を四方に及すの機会尠し。故に国初以来大陸の文化を撰取して以て国力を養ひ、文化を進めて其の運命を開き、之を隣近に光被せんと欲するは歴代朝廷の図望なりき。唯国勢に隆替あると共に此の図望にも亦炎涼ありて、之を遂ぐるに容易にあらず。建国以来二千五百余年、明治天皇の治世に至りて此の図望漸く成り、内は群侯角立の形勢を打破して一統の治を挙げ、皇権を四隅に及して人民に父臨し、宮中府中の別を立て宮廷を振肅して、宗教と女謁との勢力を掃除し、大に泰西の文明に則りて、制度を皇張し律令を改定し、文教を起し武備を嚴にし、交通を開き民心を振起し、立憲政体を確立して国民を政治に参与せしめ、郷曲武断の風此に已みて人民自由を得、物力大に開けて産業盛んに起り、千百年間潜在したる国民の機能、躍然として動きて、茲に雄偉なる近世国家を生じ、進みて琉球を服し、台湾を取り、満州に権利を樹立し、南樺太を回復し、朝鮮を併合して文明の治化

を光被す。天皇即位の時其の臣民の數三千二百八十万なりしもの、其の崩御の時七千三十万人となり、皇權の及ぶ所の地積二万五千方里なりしもの、増加して四万四千四千方里となり、波間の一国は東洋全局の平和を担当し、進みて世界五大強國の班に列して欧州の大事に斡旋せざるべからざるに至る。而して此等の事、皆明治天皇の治世四十五年間に生じたるものにして、其の進歩變化の迅速なる、恰も輕軀に掉さして急流を下り、兩岸の奇巖怪石、目、送迎に暇あらざるが如きものあり。其の事業の壮大雄偉なる、恰も東西の英主明君、百千年間の大業を圧搾して之を四十五年間に併列したるが如く、人をして真に英雄時代の感あらしむ。⁽⁷⁾

ここには、明治天皇の治世を礼賛する竹越の姿勢が明らかであるが、彼の獨自性が表れているのは、この後提唱されている「皇權回復時代」「國家一統時代」「国力涵養時代」「制度皇張時代」「國勢開展時代」「世界の日本時代」という明治史の時代区分である。

今、明治天皇の治世を通觀するに、概して之を六期に分つを得べし。第一期は、慶應三年天皇の踐祚より、幕府の倒壞、叛軍の討滅、開國政策の決定を経て、江戸城を皇居とし天皇小御所に出でて万機を親裁するの制を定むるに至る三年間にして、之を稱して皇權回復時代と云ふを得べし。第二期は、明治三年山口藩兵の解隊を喜ばずして暴動せるものを捕斬し、四年諸藩を廢し封建の制を覆して郡県の治を布きたるより、租法を改めて國家の收入を安全にし、徵兵令を發して兵士を全國民より徵集し、佐賀の叛亂を夷平し、英仏二國が横濱に駐屯せしめたる衛兵を撤去せしめ、元老院大審院を設け、地方官會議を開き、熊本の賊徒を亡し、十年薩摩の叛亂を平定するに至る八年間にして、之を稱して國家一統時代と云ふを得べし。第三期は、明治十一年郡区町村編成法を發して地方自治の基

礎を定めたるより、十四年国会開設の詔を経て、十七年諸条例の制定に至る七年間にして、此の間、政府は鉄道を敷き、鉾山を開き、海運を起し、道路を通じ、原野を開き、造林を奨励し、銀行を設立し起業公債を募集して民間の事業を助成し、保護干渉による勸業興産の政策を実行して国家積年の創痍を医せんとしたる時にして、之を称して国力涵養時代と云ふを得べし。第四期は、明治十八年大宝令の遺物なる太政官を廃し始めて内閣制度を定めたるより、地方制度の改定、憲法発布を経て二十三年の帝国議会開設に至る六年間にして、之を称して制度皇張時代と云ふを得べし。第五期は、明治二十四年より三十三年に至る十年間にして、此の間、日清戦役あり、条約改正あり、日露協約あり、北清事変あり、東洋の大局、大日本帝国の向背によりて定る時にして、之を称して国勢開展時代と云ふを得べし。第六期は、明治三十四年の満州に関する露清密約より、日英同盟、日露戦役、日仏協商、朝鮮併合、日米協商を経て、四十五年明治天皇の崩御に至る十二年間にして、大日本帝国の向背は、独り東洋のみならず世界全局形勢の開闢に関するに至りたる時代にして、之を称して世界の日本時代と云ふを得べし。⁽⁸⁾

ここで差し当たり注意すべきことは、右のような時代区分が、明治史の区分として適当なものであるかということよりも、竹越が『明治天皇紀』において明治史の全体像を叙述しようとする意図していることの方であろう。そして、そのような竹越の意図は、大正九年五月一五日に決定した「天皇ハ国ヲ以テ家トシ給フカ故ニ天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ記スル伝記タルト共ニ天皇ノ治世中ニ起リタル大小ノ事変國勢ノ隆替ヲ録スル國史タラサルヘカラサル事」(『明治天皇紀編修綱領』一、以下「綱領」と略記)⁽⁹⁾という編修方針と合致するものであった。ところが、竹越は、「明治天皇紀ハ明治天皇御降誕以後ノ事ヲ記録スルモノトス嘉永前後ノ形勢ヲ記述スルモ之ニ因リテ時勢ノ由ツテ来ル所以ヲ示スモノナルヲ以テ其ノ大略ヲ述フルニ止ムル事」(『綱領』五)⁽¹⁰⁾という編修方針に反し、「第一卷 緒論」においては明治天皇生誕以後

の状況について筆を進めていないのである。すなわち、竹越は、まず平安朝末期にまで遡つて皇室の権力が衰退した理由を明らかにする。

蓋し皇室の権力代を追うて一盛一衰ありと雖も、足利氏以後に至りて衰弱を極む。平安朝の中期以来、藤原氏の雄族は必ず閔白たり、太政大臣たり、左大臣たり右大臣たり。漸く朝廷の権力を侵すと雖も、此の時猶全国の土田は皇室の御領にして、位田、職田、賜田及び口分田を除きては悉く公田たり。公田には輪租田あり、不輪租田あり。其の輪租田は国司の直轄に属し、私田と共に租税を朝廷に納む。是近時の言語を以て云へば、全国の土田は或ものを除くの外悉く国有にして、国有の土地の納租によりて政府を維持するが如し。朝廷已に公私土田の納租を取り、之によりて内外の政務を運用して百官に給与す。此に於てか、朝廷自ら立ちて制を他に仰ぐの要なし。故に藤原氏の権勢皇室に迫るも、皇室は猶儼然として其の威力を有したりき。然るに延喜天曆の後、王孫、公子、宮嬪、相競うて寺田神田に擬して莊園を經營し、全国沃腴の土田悉く化して莊園となるに至りて、皇室の権力著しく減退するに至る。¹¹

竹越はこのように、平安朝末期における皇室の権力の衰退を、莊園の設立に伴う財政的窮迫によるものと論じた上で、「中興の良主」とも称される後三条天皇の莊園整理令も、「積勢流弊驟かに救ふべからず。遂に大莊園の中より源平二氏を主とする武門武士の一階級を鬱生」¹²することとなつたと淡々と論じている。ここには、「如何なる時代に於ても、如何なる国家に於ても、歴史の本体は則ち人類の経済的動機にありと云はざるべからず」という竹越の経済史観がよく表れているが、このように朱子学的な大義名分論にはとらわれず、歴史を法則的に把握しようとする竹越の姿勢がその

後も貫かれていることは、鎌倉幕府を打倒し天皇親政の復活を試みた後醍醐天皇について、「後醍醐天皇出でて建武中興の業を起し、全国の大名小名より一律租税を徴収すると共に皇室御領を設置したるも、其の業久しからずして壞れて足利氏の擅政となる」¹⁵という簡潔な一文で済ましていることからも明らかである。そして竹越は、「織田、豊臣の二氏に至りて稍皇室を尊崇すと雖も、少しく其の供御を増し宮室を営むに過ぎずして、皇権は依然として回らず。徳川氏に至りて朝廷全く其の御領を失し、皇室の財用一に之を幕府の献納に待つ」¹⁶に至つたと述べている。

竹越の稿本「明治天皇紀 第一卷 緒論」の本文の大半を占める徳川時代の記述のなかで注目すべきは、徳川幕府の衰退の要因についての見解である。すなわち、

宝曆明和の事ありし後、幕府の権力益固く、貴族浪士敢へて抗顔するものなく、幕府の運命は千百年に維持せらるべく信ぜられたりき。然れども禍機は此の間に培養せられたり。蓋し徳川幕府は其の初力征を以て天下を経営したるものにして、大義名分の以て天下を信服せしむるに足るものなし。故に其の為す所を見るに、其の史臣をして時として、家康を東照神君と号し、其の善政徳沢によりて、生民塗炭の苦を免れたるを誇称せしめ、時として、外に対して將軍を日本国王と号して其の門戸を京様に擬し、以て王者の儀容を作らんと欲す。然れども其の権臣は、未だ曾て一日も將軍の存立は兵馬刑法の力を根拠とするを忘れず、浪士にして大言するものあれば必ず之を除き、浪士にして一時の人望を有する者は必ず之を除き、貴族にして光復の志ある者は必ず之を除く。然れども天下の儒者を坑にするも民間未だ焼かざるの書あり。貴族、諸侯、浪士悉く徳川幕府の権力に屈従するも、国民の間に春泉の如くに湧き来る思想に至りては即ち得て抑ふべからず。元和偃武の後一百余年の泰平は、国民の生活を安定にして内省の余裕あらしめ、文教漸く昌んにして飲食衣服以外に耳目を開かしむると共に、国史を重んずるの風愈盛ん

にして、元禄享保時代に其の端を發したる古学復興の風尚は、明和安永時代に至りて広く天下に波及し、之と共に幕府権力の由来を疑ふもの益多く、勤王の思想油然而起る。¹⁷

このように述べた上で、竹越は、「徳川光圀が將軍の宗族を以て大日本史を編纂するに至りて、勤王の精神は茲に其の結晶を示したり¹⁸」と続けている。しかし、むろん竹越は、徳川幕府衰退の要因を「勤王思想の發達」のみに求めていたわけではない。それはこの直後で、「徳川氏の封建組織は元和より寛永に至りて大成せると共に、元禄明和の間に於て譜代制度の弊已に甚だしく、士風頹廢して統治機関の威望地に墜ち、之を陰にしては、学問の普及によりて国民の精神動搖し、之を陽にしては、生活の昂上によりて武士階級公私の財政を紊して、幕府は其の根柢に於て一大震動を感じたり¹⁹」と述べていることから明らかである。また、竹越はこの後も重ねて貨幣經濟の進展による武士階級の窮乏化を強調し、次のように主張するのである。

家斉は天明七年將軍となりてより、天保八年に至るまで五十一年間將軍職を行ふ。天明六年、江戸の平人一百三十六万七千八百八十人にして、此の外に幕府旗本の士及び諸侯が江戸に随伴する士卒あるを以て、天保八年に於ては江戸の人口略ぼ一百七八十万に達し、世界最大都市の一となりたりしが、市民の多くは旗本及び江戸に參勤する諸侯の武士を圍繞する商工にして、商売上の心巧によりて、金銀を武士より吸収せるがため、政治上社会上に於ては至大の権力を揮ふ武士も、經濟上に於ては殆ど首を平人の前に屈す。²⁰

竹越はこのように、徳川封建制の解体を經濟的に説明する一方、同時代のヨーロッパで發生しつつあった巨大な變動

について以下のように論じている。

天文年間ポルトガル人の始めて九州に入りし後、イスパニア人其の後を追うて来り、次いで和蘭人また追隨し来り、英人もまた之に倣うて長崎に来りしが、ポルトガル、イスパニアの二国人は、一たび其の南洋に於る植民地に停屯し、而して後日本に来るを以て、之を目して南蛮人と号し、和蘭人は其の風貌によりて、之を目して紅毛人と云ふ。暫くして後、ポルトガル、イスパニアの二国人は天主教の故を以て、来りて貿易するを禁ぜられ、英吉利人は和蘭人との競争に堪はずして自ら退却したるを以て、欧州人にして日本との貿易を行ふものは和蘭人のみとなり、因襲の久しき、日本人は殆ど和蘭を以て欧州となし、自余の各国は之を見ること天外の如し。然るに欧州にありては、近世文明を醗酵せる純理探求の精神と政治上社会上に於る自由平等主義の思想と相待つて、遂に仏蘭西大革命を激成し、革命の凶炎中よりナポレオンを生じ、星馳電撃、四方を攻略し、旧制を覆して新政を布くや、鋒刃の向かふ所震撼せざるなく、欧州列国は其の根柢より搖撼せられて、建国の歴史は將に崩壊せられんとしたりしが、欧州に於る此の狂瀾の余波は動もすれば遠く絶東の岩頭にも及ばんとするに至りたりき。²¹⁾

こう述べた上で、竹越は、イギリス、フランス、ロシア、アメリカなどの東洋進出について多くの紙幅を割いて叙述している。なかでも、中国の「近代」の幕開けとなったアヘン戦争について記するに当り、「蘭学者は幕府が海外の形勢に暗く、自ら見ることに尊大倨傲にして、浪りに外人を卑しめ、之によりて禍難を醸さんことを憂へたりしが、此の先憂は先づ支那に於て其の驗あるを見たり」と指摘しているところには、「明治時代国内形勢ノ推移ハ外勢ノ刺激ニ因ルコト多キヲ以テ明治天皇紀ハ内政ニ関連シテ外勢ヲ叙録シ以テ其ノ内外相交渉スル所以ヲ明ラカニスル事」〔綱領〕²²⁾

という編修方針への配慮とともに、「我が国民が大日本国を親愛し、其の威力声望の世界に大ならんことを望むは可し。されど外国を卑しめ、外国人を軽侮せずんば、かく為すことを得べからずと信ずるは、大なる謬なり」という竹越の信念が垣間見えている。⁽²⁴⁾ 竹越が次のように、「海外交通の一変」に言及して「第一巻 緒論」を締めくくっているところは、いかにも明治啓蒙史学の伝統を継承する歴史家らしいところである。

ナポレオンの盛時、スエズ運河を穿ちて地中海と紅海とを通ぜんとする計画ありしも、紅海と地中海との水面に三十尺の上下ありとの理由によりて放棄せられしが、天保十二年英国の技師其の誤謬を正して開鑿の成功すべきを論じ、嘉永二年仏人レセツプス其の計画に著手す。また中央亜米利加のパナマ地峡に横断鉄道を敷設して、太平洋と大西洋とを連絡せんとする大工事は、嘉永三年已に米国の一会社によりて起工せられたり。此くの如くして一日にして世界の一端より他の一端に達するを得るに至り、天下の大勢蕩々として太平洋に集中するに方りて、日本が其の港灣を永く鎖さんと欲するも得て為すべきにあらざるは、欧米の識者が深く信じて疑はざる所なりき。西力此くの如く東漸するに方りて、幕府の中に於て欧州文明に対する反動また甚だしく、嘉永二年三月には幕府の医師が蘭方医学を修むるを禁じ、唯外科眼科のみは蘭方を用ゐるを許し、同年九月和蘭より輸入する書籍は一切之を長崎奉行所にて検閲し、其の許可したるものにあらずんば之を翻訳するを禁ずるを始として、爾後百端の手段によりて国民の耳目を掩はんと欲す。明治天皇降誕以前内外の形勢は実に此くの如くなりき。⁽²⁵⁾

二 竹越稿本「明治天皇紀 第二卷 明治前紀甲」以降

竹越の稿本「明治天皇紀 第二卷 明治前紀甲」以降は、前節で検討した稿本「第一卷 緒論」とは異なる形式がとられている。すなわち、「明治天皇は孝明天皇の第二皇子にして母は中山慶子なり。嘉永五年九月二十二日を以て降誕す⁽²⁶⁾」という書き出しで始まる「第二卷 明治前紀甲」の冒頭部分を除けば、「明治天皇紀ハ主トシテ編年体ニ拠リ必要ニ応シテハ記事本末ノ体ヲ參ヘ用キル事」(「綱領」四)⁽²⁷⁾という規定の通り、公刊本『明治天皇紀』と同様に編年体を主とする形式が採られているのである。

それでは、明治天皇の描き方について両者の間にはどのような異同があったのであろうか。一例として次の記述を比べてみよう。

【竹越稿本】

此の年、祐宮六歳に達す。一日自ら歌を作り、「月見れば雁が飛んでいる水の中にもうつるなりけり」と言ふ。是祐宮が歌を作るの初なり。⁽²⁸⁾

【公刊本】

是の月 和歌を詠じたまふ、月みれば雁かとんである水のなかにもうつるなりけり 典侍中山慶子の遺物中に、自筆を以て「祐宮さまの御うた安政四年十一月」と端書して此の歌を記せるものあり、蓋し初めて詠じたまふ所なり、⁽²⁹⁾

このように、竹越稿本と公刊本との間には敬語表現や記述の精粗に相違はあるとはいえ、明治天皇が稚拙な歌を詠んだことをありのままに記している点では共通している。これも、「明治天皇英邁ノ資ハ天授ニシテ史臣等ノ妄リニ論議スヘキニアラス故ニ明治天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ事実ノマ、ニ記述シ敢ヘテ粉飾スル所アルヘカラス」(「綱領」二)³⁰という規定に沿うものであった。

それに対し、明治時代の「国勢」に関しては、竹越の稿本に公刊本『明治天皇紀』では見出せない記述が少なからず展開されている。以下、そうした記述を四つ紹介してみることとしたい。

【資料1】

幕府が米国に対して推諉して決答する所なきに係らず、ペリーが論争する所なく、止ること十日にして平静の間に辞し去りたるは、幕吏の深く意外とする所なりしが、ペリーはまた自ら幕吏と論争を重ねざるを可とするの理由を有したり。蓋しペリーは、日本が其の祖法を破りて国を開かんとするは一大事業にして、短日月の間を為し得べきにあらざるを知る。而して米国艦隊が其の艦上に有する薪水食料は僅かに一ヶ月を支へ得るに過ぎざるを以て、若し論争を開きたる後、薪水食料の足らざるがために退却することあらば、却つて日本政府をして勝利者たるの感あらしめんことを恐る。且つペリーは其の米国を開航したる時より、十二艘の艦隊によりて米国の威力を誇示せんとしたるに、種々の事情により四艘より成る小艦隊を以て日本に來りたるを以て、明年更に大艦隊を率ゐて其の實力を日本政府に感知せしめんとするの意図あり。故に支那の内乱のため、外国人の生命財産を軍艦によりて保護するの必要あるを機会として、長く論争せずして去りたるものにして(後略)³¹

【資料2】

日米二国の和親条約成るや、両国の官吏疑惑と虚文とを去りて相語り、事情疎通して其の交情漸く深し。此の時サスケハナ号にサム・パツチと称する日本人あり。嘉永三年暴風に遭うて海上に漂流し、米国商船に助けられてサン・フランシスコに到り、ジヨセフと称せられし彦蔵等と運命を共にしたる、摂州栄力丸船員の一人にして、ペリ―第一回の遠征の時も浦賀に來り、今また第二回の遠征に加りしものなり。大佐アダムス、サム・パツチが其の本國の友人に宛てたる書翰を与力香山榮左衛門に托するに會うて、幕吏は始めて艦隊中に日本人の在ることを知り、後アダムスに乞うて之と面會するや、パツチ幕吏の足下に跪伏して起たず。幕吏即ち米国官吏に乞うて、パツチをして日本に留らしめんとするや、米国官吏は、日本政府が海外より帰る日本人は一律殺戮すべしと云ふ法令をパツチに用ゐざることを約束せば、彼の留るに一任すべしと云ふ。幕吏等笑つて、如何なる証書を与ふるも可なりと云ふ。当時此の法令が事実の上に行はれざりしほど、開國の風氣已に鬱生したりしを見るべし。然れどもサム・パツチは其の生命の危険を恐れて遂に留らず（後略）²⁰

【資料3】

日本従來の貨幣は、金貨、銀貨、錢貨相併行し、各独立の貨幣として一定の市価を有し、市価に従つて換算せられしが、明和二年に至り幕府は五匁銀を發し、十二片を以て金一兩とすと定め、後、安永元年に至り南鐮銀を發行し、八片を以て金一兩に替ふることを定め、金銀の量目、純分、換算価格を論ぜず、唯計数を以て金一兩に更ふるの制度を立て、此に至りて確然たる金銀兩本位制度を生じ、金目銀目の制度は法律上に於て廢絶し、金銀貨幣は秤量貨幣より變じて計數貨幣となりしが、爾來幕府は數貨幣を改鑄して財政の窮迫に應じたるがため、其の種類極めて混雜し、安政年間に於て最も多く通用したるは、保字金、古二朱金、文政一朱金及び一分銀なりき。而して此の一分銀は、金銀兩本位の法律の下に於て四個を以て金一兩と交換せらるべきものなるを以て、一分銀は事実の上に

於て銀貨の性質を失して、金一兩の四分の一を代表する貨幣なりき。今下田条約の結果として、日本銀貨と米國銀貨と同一の量目を以て交換せんとするや、一弗の米銀は其の量目に於て略ぼ一分銀三個に該當す。故に米銀四弗を以て一分銀十二個と交換し、十二個の一分銀を以て更に之を日本金貨と交換するや金三兩を得べく、其の利益巨大なるを以て、之より米銀大に流入して日本金貨頻りに流出するに至りたりき。⁽³³⁾

【資料4】

此の時に方りて、貴族の間に於ても、幕府將士の間に於ても、將たまた各藩諸士の間に於ても、精神上に於て一大變化を生じて、將に政治上に於て其の結果を現さんとす。貴族は平安朝以來、代を重ねて門閥を立て、衆貴族は多く撰家の門流に分属し、朝廷の官職皆其の家系によりて定り、大才の士と雖も、撰家の出にあらざれば関白太政大臣たる能はず。撰家、清華、大臣家の出にあらざれば三公たる能はざるを常とす。徳川氏起りて幕府を樹立するや、其の政治機關の組織また譜代制度に基き、関原役以前にありて徳川氏に属したる大名にあらざれば、幕府の高官たる能はず。雄藩大侯の主と雖も、幕府にありては唯日を定めて登城する一個の閑官たるのみ。而して將軍旗下の士が幕府の官吏たるや、また其の家系によりて官職に高下あり。奇才異能の士と雖も、家系高からずれば小吏を以て満足せざるべからず。是独り幕府のみにあらず、諸侯もまた此の譜代制度を以て其の政治機關組織の基礎となしたり。此の制度たるや、当初にありては止むを得ざるの制度なりしと雖も、久しうして後、弊害百出済ふべからず。此に於てか、貴族に於ても武家に於ても、下流にありて気魄あり才幹あるもの、無能怯懦にして上流にある者を輕蔑して之に服せず、機会あるごとに之を抗争せんとするの勢を生じたりしが、今や欧米の勢力四辺より逼迫し、國家の存亡すら危虞せらるゝや、上下動揺すると共に、門閥制度、譜代制度もまた其の根本より震蕩す。群貴族が関白等に迫りて開國の政策を阻止せんとするは、是主として下流の貴族が上流の公卿に対する反撥心と憂國の情と

相合したるに由るものにして、幕府諸藩の間に於て、下流の士が其の上流の為す所を以て因循姑息となし、進んで説を陳ぶるものと其の由来を同じうす。³⁴⁾

【資料1】と【資料2】は、嘉永六年六月のペリー来航と翌年結ばれた日米和親条約に関わる叙述である。【資料1】において、竹越は、ペリーが第一回目の来航の際、幕府からの回答を待たずに日本を去った理由について、薪水食料の不足のために退却したならば、幕府に勝利者という印象を与えてしまうのを危惧したこと、また本来の意図に反し四艘の小艦隊で来航せざるを得なくなったために、明年改めて大艦隊を率いて実力を幕府に示そうと考えたことの二つを指摘している。また、【資料2】では、竹越は再来日した米国艦隊の中にサム・パッチなる日本人が含まれていたことを指摘し、彼に対する幕吏の対応のなかに、「開国の風氣」を読み取りつつも、パッチは死罪となることを恐れ帰米したと記している。何れもペリーやパッチの心の動きにまで踏み込んだ叙述をしている点に、「歴史家は第一に古代の社会に存する人物をして、躍然紙上に現れしめざるべからず」と見た竹越の工夫がうかがえる。

【資料3】は、安政四年五月に結ばれた下田条約について述べた箇所である。公刊本では条約の骨子が列挙されているに過ぎないが、竹越は『日本経済史』の著者らしく、この条約の結果として日本の金貨が海外に流出することとなった経緯を詳細に説いている。また【資料4】では、五年六月の日米通商航海条約締結後、貴族、幕臣、諸藩士を問わず従来の門閥制度と譜代制度が動揺するに至った様子が論じられている。この記述が、「勤王は大革命の原因にあらず、却つて国民の活力たる大革命より流出せる結果」なりとする竹越の明治維新観と結びつくものであることは多言を要しない。

それでは、なぜ右に掲げた文章は、公刊本『明治天皇紀』に見出すことができないのであろうか。『明治天皇紀』編

纂に関する公式記録「明治天皇紀編修事業経過概略」（宮内庁書陵部蔵）のなかに、竹越の後任の編修官長三上参次が、大正一五年六月一日、総裁金子堅太郎（一二年四月副総裁より昇格）の「承認」を得て決定した編修方針の一つとして、「記述ノ範圍ヲ縮小シ背景的叙述ヲ簡略ニシテ天皇ノ御言動御意思ヲ表明スヘキ記述ノ充実ニ努メ出来得ル丈ケ速成ノ方法ヲ講スルコト」という文言が見られることは、かかる相違が、竹越から三上への編修官長交代に伴い生じた編纂方針の変化によるものであったことを物語る有力な証拠と言えるだろう。また、『明治天皇紀』完成の翌年、股野、竹越、三上の三人の下で編修に従った渡辺幾治郎は、それぞれの編修方針の特色を次のように評していたのである。

初期の編修官長股野琢翁は官僚出身の漢学者で、就任の時既に七十六七歳であつた。近代の史学などは多く了解されぬ、その志す所は極めて簡単で、単に御言行や聖徳を録するといふ位の考であつたらしく、翁の何時もいふことは、天皇紀と国史との区別であつた。私共の採録する資料を見て、これは国史資料だ、これまで採録しては限りがないと能く注意された。翁のやうに天皇紀をさう簡単に考へれば格別、さもなくばその区別はさうはつきりつけられるものでなかつた。まあ股野翁の時代は何事も創立時代で、混沌たるものがあつた。

次期編修官長竹越与三郎先生は股野翁とは全く正反對の考を持つてゐた。独特の文明史観と史筆とを以て、我が史界に特殊の地歩を占めてゐた竹越先生は、天皇紀に対しても独特の考を持つてゐた。先生の主張は天皇紀即国史であつた、天皇は国を以て家としたまふが故に、天皇紀は天皇の御言行を伝ふる伝記たると共に、天皇の治世中に起りたる大小の事変国勢の隆替を録する国史たらざるべからずとは、その天皇紀観であつた。先生は嘗つて私に、我々は明治史といふ壁を塗ればよろしい、偉大な明治天皇はその壁中に金砂のごとく輝き、閃てくる、それが即ち明治天皇紀だ、国史を離れた天皇紀は考へられぬ、と語られたことがある。それから先生の今一の考は、日本は世

界の日本なりといふ先生一流の文明観であつた。こんなことで、先生の天皇紀は極めて大規模であり、且つ世界史的であつた。部下には翻訳助手三名も置いた。明治天皇御降誕前の国勢を叙せんとして、仏国革命から西力東漸の世界近世史が、概述されるといふ風であつた。(中略)

竹越先生に代つた三上參次先生は、我が史学界の先輩で、所謂正統史家であつた。先生も股野翁のごとく、天皇紀と国史との区別は認めるが、天皇の天職はこの国土人民を統治するにあるといふ立前から、この統治の歴史を記するを寧ろ主眼とする、その点国史に互ることは当然である、また竹越先生の世界の日本といふ文明観も拒まない、だが世界近世史を必要とするは、たゞ我が時勢を説明する背景とするに過ぎない、背景は何処までも背景で、成るべく簡明なるを要するといふのかその主張であつた。かくて私共の實際編修に當つては、我々は何時も天皇の御伝記を記するのであるといふことを忘れず、天皇の御言行や直接御関係のことは、能ふ限り詳述する、その記述の精廉の程度は、その事、の天皇への距離に比例する、天皇を離れ、遠ざかつた国史は天皇紀でないことを忘れてはならないと注意された。⁽³⁸⁾

三 竹越編修官長辞任の要因

ここまでの考察から、竹越の稿本「明治天皇紀」には彼一流の史観が随所に發揮されており、しかもその部分が公刊本『明治天皇紀』との相違点と重なり合つていたことが明らかにされたものと思われる。もし竹越が編修官長を続けていけば、公刊本『明治天皇紀』とは相当に異なるものが完成していただに違いない。それだけに、竹越の編修官長辞任の要因に深い関心が抱かれるのである。

「明治天皇紀編修事業経過概略」は、竹越辞任の経緯につき次のように記録している。

同（大正——引用者、以下同じ）十五年五月三日竹越編修官長辞表ヲ提出シ同月十七日本官ヲ免セラレ同日正三位勲二等三上參次編修官長ニ任セラレタリ（中略）

既記ノ如ク大正七年ニ定メラレタル編修綱領ニ於テハ天皇紀記述ノ範圍ハ御行実並御聖德御偉業ニ關スルモノヲ主トシ政治上社会上百般ノ事件ニシテ御聖德御偉業ヲ記スルニ必要ナルモノハ之ヲ記述シ同年ヨリ向フ十ヶ年ヲ期シテ編修ヲ結了スヘキ筈ナリシカ大正九年編修綱領ヲ改定シテ天皇紀ハ天皇ノ御言行ヲ記スル御伝記タルト同時ニ天皇ノ御治世中ニ起リタル大小ノ事変國勢ノ隆替ヲ録スル國史タラサルヘカラストノ趣旨ニ由リ記述ノ範圍ヲ括メラレタルカ為メ大ニ編修功程ノ進度ニ影響シ大正十五年四月ニ於テ竹越編修官長担任ノ分ハ元治元年八月マデ本居（清造）編修官担任ノ分ハ明治六年マデ渡辺（幾治郎）編修官担任ノ分ハ明治一六年マデ上野（竹次郎）編修官担任ノ分ハ明治三十三年マデ各記述ヲ了スルニ過キスシテ大正七年ニ定メラレタル年限マデニハ到底編修ヲ結了スルコト能ハサルヘキヲ以テ金子総裁ハ記述ノ範圍編修ノ方法ニ多少ノ変更ヲ加ヘ可成速成ノ方法ニ拠リ今後五ヶ年ヲ期シテ編修ヲ結了センコトヲ考慮中ナリシカ適々編修官長ノ更迭アリシヲ以テ此機会ニ於テ之ヲ決行セント欲シ宮内大臣ニ稟議シテ其承認ヲ得タリ³⁹

このように、臨時帝室編修局総裁金子堅太郎が、『明治天皇紀』の早期完成を実現する方策を思案していたなかで、「適々」竹越が「更迭」された、というのが公式的な見解である。これに対し、竹越の周辺にいた人物の間では、金子と竹越の関係についてより踏み込んだ言及がなされてきた。たとえば、渡辺は、『夕刊北越新報』に発表した竹越の追

悼文「越後が生んだ才人竹越与三郎」(一九五〇年二月一八日〜二〇日)のなかで次のように述べている。

私はいかば現代の処士であつた。あるいは処士たるべき人であつたといいたい、処士とは経綸の英才を抱いて官仕せざる人という義である。という、とんでもない弱冠三十四歳で勅任参事官として伊藤内閣の枢機に参し、宮中では編修官長として明治天皇紀編修をすべ、枢密顧問として余生を終つた、その人が処士でもあるまいとある人はいうのである。全くそれに相違がないのである、だが衣冠束帯はかれのがらでなかつた、宮内在官中はおつき合で大礼服を作つたが、私は着用した彼を見なかつた。退官即時、私の同僚に進呈してしまつた、勲三等に叙せられたが、勲章はそのまま、賞勲局に預けていた勲一等に叙せられても同様であつたらしい。宮内官時代屢々召されて、天皇や宮様に御進講申上げた、その折私が先生も愈々帝王の師となりましたと御喜び申上げると、かれは笑つていふのである。いや柄でない、率直にいえば、私などは帝王の師などいふ榮譽よりも、一杯の芳醇に陶醉したい方だ、死後千載の名、生前一杯の酒にしかずかねー。(中略)

かれが八年間うちこんだ明治天皇紀をなげ出したことは、全く総裁金子堅太郎の拘束が甚しく、かれが世界的の明治天皇を世界史的立場から描かんとした抱負を理解せず、煩細の束縛を加へた結果であつた。かれが筆を仏国革命に起したあの遠大な規模は尋常史家の能くするところでなかつた、私は今に於て未完成のかれの稿を想起し、その結論を思ひ出さざるを得ない、

渡辺は右のように述べた上で、「これらのかれが人と成りの一端はやはり、かれが越後人としての特調を語るものであるまいか、すぐれた越後人には一種の高節、氣概寧ろ叛骨があつた、謙信、直江山城守、河井継之助、山本五十六等

はいずれもその人であつた⁽⁴⁰⁾」と言葉を続けている。中村哲もほぼ同様のことを述べている。

この『明治天皇紀』は、自由主義的な西園寺としては、三又のような在野の史家に、近代日本の創業期の歴史を自由な筆でまかせようという気持があつた。三又のほうも、大正九年には五年間かかつて仕上げた『日本経済史』が維新で終わっていたから、それから先の時代にとりかかるとして独自の抱負があつたものと思われる。彼には、明治二十四年に『新日本史』という、わが国では進歩史学の先鞭をつけた現代史の述作があつて、彼なりの構想があつたものと思うが、宮内省というところは、この修史事業の顧問的役割にあつた西園寺の望むような開明進取を容れるような場ではなかつた。この修史は田中光頭が総裁として担当した事業であり、それより先は土方久元であつて薩長の藩閥政治の時代を取扱うのであるから、土方とか田中という土佐の出身者をもつて多少とも客観性をもたせようというのであつたと思う。（中略）田中のあとは金子堅太郎が総裁となつたのであるが、金子は若い時期に米國に留学して新知識の持主ではあつたが、伊藤博文の片腕として、藩閥官僚的な色彩が強かつたことは、彼が制定に関係した明治憲法の性格からいっても判ることである。三又の『新日本史』は明治憲法制定の当時に書かれた現代史で、しかも明治憲法には批判的であるために、その上中二巻は出たが、下巻は沙汰やみとなつた。これは発行停止をうけたというほどではないと考えられるが、いづれにしても、下巻を執筆するような社会状況ではなかつたのである。その金子と、もともと合うはずがなく、弘田直衛が三又に忠告したように、『明治天皇紀』には三又の抱負を発揮するまでは行かず、その後任を官学派の三上参次にゆずることになつたのである。『明治天皇紀』が公刊されて、三又の書齋にのこされていた彼の稿本と比較することが出来ることになつたが、その内容は全く違ふもので、三又の執筆したものは、さながら彼の『二千五百年史』の近代版ともいふべきものである⁽⁴¹⁾。

竹越熊三郎も私家版の伝記のなかで、やはり金子との衝突が辞任の原因となったと述べている。

三又は大正四年十一月に「日本経済史」の編集を開始し、予定の如く四年を費して、大正八年末に「日本経済史第一巻」を出版する運びとなり、此の事業も収束段階に入つて居たので、天皇紀編修の関係者は、三又に御紀編修の方針策定を依頼する考えを持つようになった。此のころ徳富蘇峰の如きは、此の天皇紀編修の榮譽を担任し度きものとして、熱心に運動を試みたと伝えらるゝ中で、三又が其の選に入つた事は、編修局顧問である西園寺公の三又推挙があつた事に因る。(中略) 三又は明治天皇紀が、執りも直さず、近世日本の歴史であるので、「新日本史」、「二千五百年史」、及び「日本経済史」と関連を持つ史述として、多くの興味と期待を懸け、此の編述に精励したのであつたが、總裁金子堅太郎は年令已に八十を越えていたので、自己存命中に、此の伝記完成の榮譽を獲て、伯爵に昇叙されることを期待し、また三又に対しては、伝記完成の暁に、三又を男爵に推奏すべしと云つて、伝記の早期完成を促した事が、三又を痛く憤激せしめ、天皇紀編修の大綱方針が定まつた此の機会に、西園寺公の慰留をも排して、三又は辞任したのである。此の時の西園寺の慰留は、「金子は高齡であるから、先が長くないので、いま暫く辛抱したらよいのではないか」と云ふものであつた。

おわりに

以上のように、竹越の臨時帝室編修官長辞任の要因として、總裁の金子堅太郎との対立に言及した証言は少なくない。中村もふれていた通り、金子は明治四年、旧福岡藩主黒田長知に随行してアメリカに渡り、ハーバード大学で法学を修

めた経歴を有していた。しかし、その反面、「共和政府の政治の空気の中に居つて米国の朝野の人と交り、大抵の者なら「朱に交れば赤くなる」で、私も民主主義になり、共和主義になつて居つたかも知れぬが亜米利加の教育を受けて益々国家主義になり、どうしても日本は皇室中心主義で行かなければならぬと云ふことを思つた」と述べるなど強い国粹主義感情の持ち主でもあり、また「私は水戸の学風に依つて始めて日本国の歴史を知り、又皇室宝崇、国体擁護と云ふことが分つた」と公言して憚らなかつた。その金子と竹越の間に思想的な隔たりがあつたことは疑問の余地がなく、また三上が、「私の感想は、或る家へ後妻に來たやうなものである。其家は可なり複雑で、金子々爵と云ふ総裁は相當に喧しい姑婆さんである」と述べていることから、竹越の金子との関係が円滑ではなかつたであらうことは推測に難くないのである。

それでは、肝心の竹越は編修官長辞任の理由についてどのように述べていたのであるうか。竹越は、『東京日日新聞』(一九二六年二月二八日)に掲載された大正天皇の追悼文「国民の胸中に生けるが如き御風格 東洋の盟主にあらせられし大行天皇(下)」において、次のように宮内省在籍當時のことをふり返っている。

余は大正八年お召をうけて明治天皇紀編修の重任を負担したが、先帝の伝記を書くといふことは、三代実録以来打ち絶えた事業であつて大行天皇がこの絶えたる事業を起し、且千載の語り草となるべき明治天皇の大事業と御風格とを万民に知らしめんがために、天皇紀編修の事業を企てられたことは、寔に深い御孝心の結果であつて、余は深くその御孝心に感動した。しかもこの事業を果す上には明治天皇の御風格御事業御生活を有のまゝに描かねばならぬといふことを感じ、しかして有りのまゝに描くには、大行天皇の御許しを得ねばならぬので、先づ奏議を書いて西園寺、松方、山県三元老の同意を得、総裁の名前によつて奏議を奉つたところ、少しの御遅疑もなくして速か

にこれをお許しになつたので余は実にその御寛洪に感激し爾來全力を尽くして御伝記を書いてをつた。しかしながらすでに規模方針が立ち、しかしてその事業が緒についたので、後賢を推薦して骸骨を乞うた(後略)⁽¹⁶⁾

やはりと言うべきか、竹越は編修官長辞任の要因については黙しており、残念ながら彼自身の口から事の真相を確かめることはできない。なお、この後竹越が発表した明治天皇に関する文章に、「明治節を迎へて大帝を偲び奉る」(『倦鳥求林集』一九三五年)という一文がある。そこにおいて竹越は、明治時代の「志士、仁人、学者、英雄、政治家は扇の骨であつて、明治天皇は要となり、彼等を連貫して開閉せしめたものである、余は如何にしても明治天皇なしに新日本の建設を想像することが出来ぬ」と明言し、明治三五年、竹越と西園寺の共同制作になる「三条実万事蹟絵巻」(梨木神社蔵)を明治天皇に献上した際、天皇が「膝を打つて大笑し、朕は西園寺が第一巻において必ずヨーロッパの大勢から説き起こすであらうと想像してゐたが果してこの予想は的中した」と感想を述べたというエピソードも披露している。だが、そこでも編修官長辞任の要因は語られることがなかつたのである。

しかし、竹越は、宮内省臨時帝室編修局の人事について一切口を閉ざしていたわけではなかつた。竹越は、昭和三年一月一日、『三又政戦録』(一九一五年)の著者である門弟の弘田直衛を偲んだ講演のなかで、次のように述べていたのである。

私が弘田君に初めて会つたのは何年頃であつたか、はつきり覚えて居ない。確か馬関日々新聞社の編集局長として、下関へ伴れて行つた人と一緒に会つたのが最初でなかつたかと思ふ。其の後どうした機会から懇意になつたかはつきり覚えて居ないが、前橋から私が候補者として選挙に出た時には、弘田君が来て呉れて、会計事務をやつて

呉れた。其れから憲政擁護の時にも矢張り一緒であつた。(中略)其から私はあの日本經濟史を編纂する事になつて、大名の財政といふ事を調べた。そして徳川時代の財政に就ても弘田君に調べて貰つた。その一方弘田君は、會計と庶務を兼ねて居つた。随分長い間掛つたが、此の日本經濟史の完成といふ事に就いては、実に弘田君の力に負ふ処が甚だ多い。經濟史の仕事が了へると私は、宮内省に這入る事になつた。その事を談すと、弘田君は非常な反対で、『如何しても宮内省へ這入つてはいかぬ。今一度政界に乗出して、華々しく遣つて貰ひたい』といふ事であつた。併し私は到々宮内省に這入つた。で、私は弘田君も宮内省に入れて、編修官にしようと思つたが、弘田君はどうしても承知しない。『私は御覽の通りの男だから、這入つた処が長く続かないだらうし、御迷惑を此上かけては不本意だから……』と言つて到々這入らなかつた。それは最初私の宮内省入りに反対した關係から、幾分拒絶の意味が強かつたかも知れぬが、それよりも別の意味であつた様に思つた。斯んな処が弘田君は、今の若い人と違つて居た。大抵の若い人なら、宮内省などへは好んで這入りたがるものである。処が弘田君はさうでなかつた。余程違つて居たと思ふ。⁽⁴⁸⁾

『明治天皇紀』の編纂が継続されている時点の発言としては、極めて異例なものと言ふべきであらう。この一文には、理由はどうあれ『明治天皇紀』編修事業を中途で離れたことに対する無念の思いが込められているように思われるのである。

(1) 稲田正次・小西四郎・鈴木安蔵・深谷博治・大久保利謙「維新史研究の歩み 第六回——明治憲政史を中心として」『日本歴史』第二五一号、吉川弘文館、一九六九年四月）九八頁。

- (2) 渡辺幾治郎「越後が生んだ才人竹越与三郎 上・中・下」(『夕刊北越新報』一九五〇年二月一八日〜二〇日)、中村哲「三又追想」(『政界往来』一九六八年一〇月。『わが学芸の先人たち』(法政大学出版局、一九七八年)に再録)、竹越熊三郎「竹越三又 日本経済史・明治天皇紀」(東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部蔵『竹越与三郎関係文書』所収)、西田毅「竹越三又と天皇制認識」(富坂キリスト教センター編『近代天皇制の形成とキリスト教』(新教出版社、一九九六年)、高坂盛彦『ある明治リベラリストの記録』(中央公論新社、二〇〇二年)など。なお、筆者自身が発表した論稿に、「幻の『明治天皇紀』」資料紹介・竹越与三郎稿本「明治天皇紀 第一巻緒論」——(『慶応義塾志木高等学校研究紀要』34、二〇〇四年三月)がある。本稿はこれに大幅な加筆、修正を行ったものである。
- (3) 竹越与三郎『新日本史 中』(民友社、一八九五年)三三二―三三三頁。
- (4) 竹越与三郎「山路愛山君」(『中央公論』一九一〇年九月)六六頁。
- (5) 竹越は、戦後出版した『新日本歴史 上』(東京タイムス社、一九四七年)の序文において、「二千五百年史」が發禁処分とされたのは、政府より「自由主義の著述として公安に害あり」とみなされたためであると述べている(『新日本歴史』に題す)一頁。
- (6) 竹越の稿本「明治天皇紀」は、「第五卷 明治前紀丁」を除いて各巻複数存在する。そこで稿本から引用する際には、書き込み等がなく完成したと判断できるものを底本とした。
- (7) 竹越与三郎稿本「明治天皇紀 第一巻 緒論」(『明治天皇の事業』。稿本には頁数がふられていないので、引用する際には該当箇所の小見出しが年月日を記載することにする。
- (8) 同上、「明治天皇治世の六期」。
- (9) 「明治天皇紀編修事業経過概略(昭和二年七月調査)」(宮内庁書陵部蔵 大正九年の項。なお、この条文は、堀口修「臨時帝室編修局史料」(明治天皇紀 談話記録集成)について——「明治天皇紀」編修と関連させて——(『臨時帝室編修局史料』(明治天皇紀 談話記録集成)第九卷(ゆまに書房、二〇〇三年)、同「明治天皇紀」編修と金子堅太郎(『日本歴史』六六一号、二〇〇三年六月)にも収録されている。
- (10) 同上。
- (11) 前掲、竹越稿本「明治天皇紀 第一巻 緒論」(『平安朝以来朝廷の盛衰』、「莊園起りて皇室衰ふ」。
- (12) 安積澹泊「大日本史賛歎」、松本三之介・小倉芳彦校注『日本思想大系48 近世史論集』(岩波書店、一九七四年)五一頁。
- (13) 前掲、竹越稿本「明治天皇紀 第一巻 緒論」(『武門武士の現出』。
- (14) 竹越与三郎『日本経済史』第一卷(日本経済史刊行会、一九二五年)「日本経済史の巻首に題す」七頁。

- (15) 前掲、竹越稿本「明治天皇紀 第一卷 緒論」大名小名の崛起。
- (16) 同上、「徳川時代皇室の御領」。
- (17) 同上、「勤王思想の發達」。
- (18) 同上、「大日本史の編纂」。
- (19) 同上、「生活進みて武士を弱む」。
- (20) 同上、「文化文政時代幕府の財政経済」。
- (21) 同上、「日本と欧州人接触の由来」、「欧州形勢の大変革」。
- (22) 同上、「支那に於る阿片の害毒」。
- (23) 前掲、「明治天皇紀編修事業経過概略」大正九年の項。
- (24) 竹越与三郎『人民読本』(富山房、一九一三年、竹越与三郎著西田毅解説『人民読本』(慶応義塾福沢研究センター、一九八八年) 一七二頁。
- (25) 前掲、竹越稿本「明治天皇紀 第一卷 緒論」世界交通の一変、「嘉永年間に於る排外思想の擡頭」。明治啓蒙史学を代表する福沢諭吉は、『民情一新』(一八七九年)において、「西洋諸国の文明開化は徳教にも在らず又理論にも在らざるなり。然ば則ち之を何処に求めて可ならん。余を以て之を見れば其人民交通の便に在りと云はざるを得ず」(慶応義塾編『福沢諭吉全集』第五卷(岩波書店、一九五九年) 五頁)と述べている。竹越は福沢の門下生であったが、両者の思想的共通性はこの点からもうかがえよう。
- (26) 竹越与三郎稿本「明治天皇紀 第二卷 明治前紀甲」明治天皇降誕当時の朝廷」。
- (27) 前掲、「明治天皇紀編修事業経過概略」大正九年の項。
- (28) 前掲、竹越稿本「明治天皇紀 第二卷 明治前紀甲」安政四年十二月十三日の条。
- (29) 宮内庁編『明治天皇紀』第一(吉川弘文館、一九六八年) 一三九頁。
- (30) 前掲、「明治天皇紀編修事業経過概略(昭和二年七月調査)」大正九年の項。
- (31) 前掲、竹越稿本「明治天皇紀 第二卷 明治前紀甲」嘉永六年六月三日の条。
- (32) 同上、安政元年正月十四日の条。サム・パッチについては、足立和『ペリー艦隊 黒船に乗っていた日本人』(徳間書店、一九九〇年) 二二六～二三四頁を参照。
- (33) 同上、安政四年五月二十六日の条。

- (34) 竹越与三郎稿本「明治天皇紀 第三卷 明治前紀乙」安政五年八月八日の条。
- (35) 前掲、竹越『新日本史 中』「新日本史に題す」四頁。
- (36) 前掲、宮内庁編『明治天皇紀』第一、一三一～一三三頁。
- (37) 前掲、「明治天皇紀編修事業経過概略」大正十五年・昭和元年の項。
- (38) 渡辺幾治郎「明治天皇紀編修二十年」〔改造〕一九三四年五月、二六〇～二六一頁。
- (39) 前掲、「明治天皇紀編修事業経過概略」大正十五年・昭和元年の項。なお、各編修官の分担範囲であるが、本居は明治五年から、渡辺は一五年から、上野は三二年から記述を始めることが、大正一三年四月の時点で決していた。また、竹越が執筆していた嘉永五年から明治四年までの範囲は、彼の退任後、本多辰次郎編修官が分担することとなった。〔同〕大正二二年、一五年・昭和元年の項。本多は、『明治天皇紀』編修が開始される以前に、宮内省図書寮編修課で進められていた「明治天皇実録」〔未完〕の編修に従事していた人物であった（参照、堀口修「もうひとつの明治天皇の伝記」『古文書研究』第六二号、二〇〇六年九月）。
- (40) 前掲、渡辺「越後が生んだ才人竹越与三郎 上・下」、『夕刊北越新報』一九五〇年二月一八日、二〇日。この追悼文は、堀口修「越後の才人竹越与三郎」〔日本古文書学会編集『古文書研究』第五九号、二〇〇四年九月〕に全文が収録されている。
- (41) 前掲、中村『わが学芸の先人たち』二六九～二七〇頁。
- (42) 前掲、竹越熊三郎「竹越三又 日本経済史・明治天皇紀」。
- (43) 金子堅太郎「余が受けたる義公の感化」〔川崎巳之太郎編『水戸光圀卿三百年祭講演集』（一九二八年）所収、高瀬暢彦編『金子堅太郎著作集』第三集（日本大学精神文化研究所、一九九七年）二五一頁。ちなみに、ここで金子が用いている「皇室中心主義」と言う言葉は、竹越が民友社時代に兄事しながらも後に袂を分った徳富蘇峰が「新鑄」したものの一つだった（徳富猪一郎『蘇峰自伝』〔中央公論社、一九三五年〕二九二頁）。
- (44) 同上、二五〇頁。
- (45) 三上参次「明治天皇御紀の編纂について」〔歴史教育〕八巻一―号、一九三四年二月）八頁。金子の干渉については、深谷も次のように証言している。「結局、本格的に執筆したのは、明治天皇御手許書類調査と並行して書き始めたわけで、昭和五年ころからです。（中略）実際に執筆にあたったのは編修官と編修官補で、大体最初の原稿は編修官補のわれわれが書いて、それを編修官、ぼくのほうでは渡辺先生ですが、そこで訂正すると、最終的には三上編修官長から金子総裁のところまでいく。しかし実際は、編修官の段階で最後の原稿はきまるといふ

うなことです。しかし、総裁と編修官長は見なかつたわけではなくて、一応見て、気のついたところは直す、直したらまた戻つてきますけれど、三上さんや金子堅太郎がかえた場合、改悪される場合があるのですよ。そこで編修官と総裁との間に議論が起こつて、そして最終決定をすると、その段階で、渡辺さんが金子総裁のいうことをなかなかきかないものですから、そこで渡辺さんは金子堅太郎に「ならまれたのです。こういうことがあります。金子堅太郎というのは、ほくはだいが気にいられて世話になつた一人なので悪口はいいたくないのだけれども、ほんとうをいうと私心の強い人で、自分の関係したところだけは非常にくわしく書かないと満足しないのです。それで渡辺先生に、こういうふうに書けと命令するのですが、渡辺先生はがんとしてきかないんです。閣下が関係されたところだけくわしく書いては変じやないですかとずけずけいいますので、それが気にくわんと、それでほくをよびつけて、渡辺が書かんから、おまえ書けというわけです。(笑) そんなトラブルもあつた」(前掲、「維新史研究の歩み 第六回」九九頁)。

(46) 竹越与三郎「国民の胸中に生けるが如き御風格 東洋の盟主にあらせられし大行天皇(下)」(『大阪毎日新聞』一九二六年二月二八日)。

(47) 竹越与三郎『倦鳥求林集』(岡倉書房、一九三五年)一五三、一六三頁。この論説は、昭和二年一月三四日に『東京日日新聞』に連載された記事に竹越が加筆したものである。ちなみに、「三条実万事蹟絵巻」の該当箇所の記事を示すと、次の通りである。「公(三条実万―引用者)の生る、や、幕府の権勢其絶頂に達したる時にありて天下將軍の威風に靡かざるはなく、上下無事を以て太平となし、士民徒らに醉生夢死するに過ぎず。翻つて欧州の形勢を見れば、新学新説の勃興によりて風氣一変し、旧慣全く敗れて、恰も刀の新たに研を發したるの觀あり。列国皆先を争うて殖民地を開拓せんと欲し、主として力を東洋に用ゐ、文化元年には露西亞の使節列薩乃布の長崎に來りて、互市を乞ふあり。同四年には露人の樺太に來寇するあり。翌五年には英吉利商船の長崎を掠むる有り。波浪洶湧まさに東洋を震盪せんとす。且つ元和假武の後海内昇平の久しく、文学鬱然として復興し、君臣の大義為に明かに、人心また王室に嚮ふ。加ふるに武人は無事逸楽の為に驕惰にして事に堪へず。却つて平民の財貨に向うて首を仰するに至り、幕府が恃みて以て存立する所の武権は、其基礎より動揺す。公か此の如く風雲まよまよと作る間とすの間に人と為りしもの、偶然にあらざるに似たり」(立命館大学編西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』別巻二(岩波書店、一九九七年)一五九―一六〇頁。稿本「明治天皇紀」における歴史認識との共通性は一目瞭然である)。

(48) 弘田晴江編者代表『弘田直衛』(一九二九年)二七七、二七九―二八〇頁。弘田直衛は、明治一四年二月六日、高知県安芸郡土居村に生まれ、明治大学英法科に学んだ後、四二年、高知市で海南新報を創刊。四三年、馬関毎日新聞主筆、ついで東京毎夕新聞編集長をつとめた。昭和三年七月三日、東京で死去。弘田の安草舎人(安草庵)という号は、草舎に安んずるという意味で竹越が名付けたものである。なお、この追悼講演は、『日本経済史』編纂の出発点ともなつた交詢社においてなされた。